

令和8年2月

新制度未移行の私立幼稚園に在籍する子どもの
保護者の皆様へ

川西市教育委員会事務局
入園所相談課

令和7年度副食費に係る給付事業（補足給付）のご案内

平素は、本市の幼児教育・保育行政にご理解とご協力いただきありがとうございます。

川西市では、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園に通う子どもの給食費のうち副食費（おかず、おやつ等）に対する給付金を支給する事業（補足給付）を実施しています。

つきましては、下記要件に該当される世帯は、在籍する幼稚園から申請書兼請求書を受け取るか、川西市ホームページからダウンロード（市ホームページの「幼児教育・保育の無償化について〈ページ番号検索 1019802 で検索〉」のページ下部【私立幼稚園の副食費の補足給付について】に案内文と様式を掲載しています）していただき、添付書類と併せ、幼稚園の設定する期日までに在籍する幼稚園に提出いただきますようお願いいたします。

なお、園から市への提出期限は令和8年4月3日（金）までとしております。締切日以降に提出されたものは受け付けできませんのでご留意ください。

記

1 副食費の給付対象者

以下の（1）または（2）のいずれかに該当する世帯

- （1） 令和7年度の市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯（年収360万円未満相当の世帯）なお、市民税所得割課税額はマイナポータルからも確認できます。マイナポータルの「市町村民税_税額控除前所得割額」から「市町村民税_調整控除額」を引いた金額で確認してください。
- （2） 小学校3年生以下の子どもから数え、第3子以降にあたる子ども
 - ※ 所得割額は父母の合計額により算定します。単身赴任等で父または母が同居していない場合でも合算対象となります。
 - ※ 祖父母と同居しており、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合（父母の収入が103万円未満）は、同一世帯の祖父母の市民税所得割額で算定します。
 - ※ 住宅借入金等特別控除や寄付金控除、配当控除等の適用がある場合は、これらの控除が適用される前の所得割額で算定します。
 - ※ 離婚が成立していない場合は、別居していても父母の所得割額を合算して算定します。
 - ※ 生活保護を受けている、里親（養育里親・養子縁組里親）、または、年度途中で税額が変更し上記（1）の条件に当てはまった場合も補足給付の対象となりますので、入園所相談課にご連絡ください。

2 給付金額

給付上限額（子ども1人あたり月額4,900円）の範囲で、実際に園に支払った副食費代を給付します。

※ 令和7年4月～令和8年3月分が対象です。

※ 預かり保育中に提供される給食費、おやつ等は対象外です。

3 申請手続き

「1 副食費の給付対象者」の要件に該当する人は、以下の書類を在籍している幼稚園が指定する期日までに提出してください（【請求のイメージ】参照）。なお、幼稚園から市への提出期限は令和8年4月3日（金）までとしています。

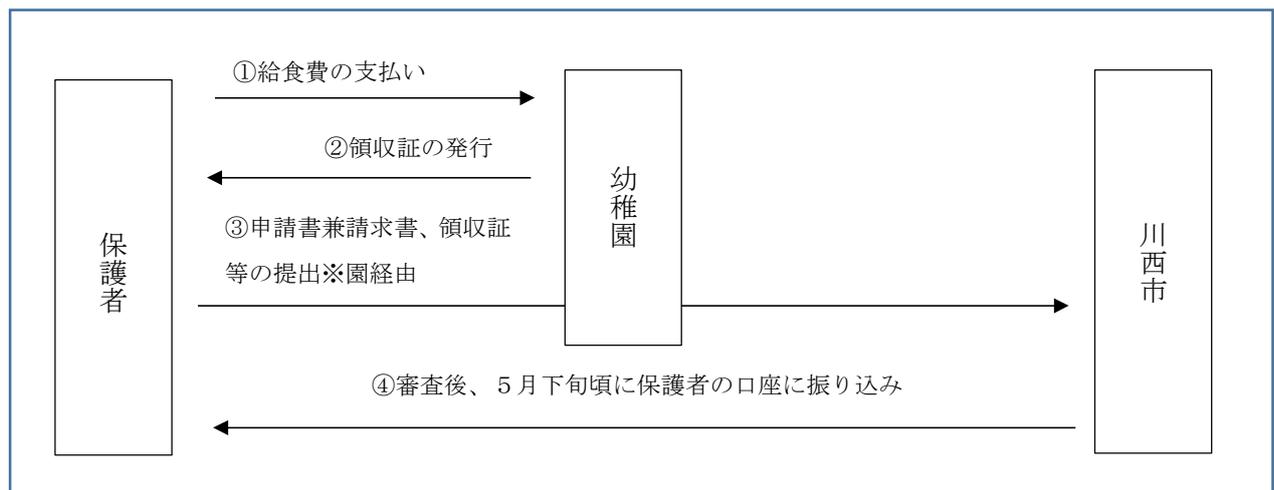
(1) 副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書兼請求書

(2) 副食費分の記載がある領収証

※ 副食費の領収証は、申請書の「幼稚園の証明」欄の証明を幼稚園で受けることで省略することができます。

(3) 令和7年1月1日現在の住所が川西市でない人のみ、父母（場合により祖父母も含む）の令和7年度の市民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）

【請求のイメージ】



4 その他

①市が申請書を受け付けた後、市が給付の可否についての審査を行い、5月下旬頃にお支払いします。なお、市民税が未申告の場合には審査ができませんので、申告が必要となります。また、年度途中で転出された人は、原則、川西市に住民票がある期間の利用分をお支払いします。転出後も継続在園する場合は、転出先の市町村で手続きが必要となりますので、転出先の市町村にお問い合わせください。

②通帳の印字について、他課の給付と同日に振込みがされた場合、通帳で内訳を確認することができなくなります。そのため、当請求書の申請額をあらかじめお控えいただき、ご確認をお願いいたします。

5 問い合わせ先

川西市教育委員会事務局 入園所相談課

〒666-8501 川西市中央町12-1

電話: 072-740-1175 (直通)